

船舶事故調査報告書

平成30年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年8月30日 11時50分ごろ
発生場所	静岡県湖西市松見ヶ浦（浜名湖） 横山四等三角点から真方位206°570m付近 （概位 北緯34°45.6′ 東経137°31.6′）
事故の概要	プレジャーボート ^{エーエス} AS21-2017は停船中、船長が、ウェイクボードを終え、本船に乗り込もうとした際、両足を推進器に接触して負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート AS21-2017、5トン未満 242-31538静岡、ベルマリン株式会社（A社） 5.71m（Lr）×2.29m×1.23m、FRP ガソリン機関、84.6kW、平成29年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年9月18日 免許証交付日 平成29年11月13日 （平成35年9月17日まで有効） 操縦者 男性 33歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、A社からレンタルされ、専らウェイクボードに使用されるボートで、船長が1人で乗り組み、操縦者及び同乗者4人を乗せ、平成29年8月30日10時00分ごろから湖西市利木所在のA社棧橋南方約500m沖の浜名湖松見ヶ浦でウェイクボードに乗った操縦者を引いて遊走し始めた。

船長は、しばらく操縦者を引いて遊走した後、自らウェイクボードでの滑走の手本を示す目的で、操縦免許を持っていない操縦者と操船を交替し、同ボードに乗ることとした。

船長は、操縦者の操船でしばらく遊走した後、操船を交替することとし、操縦者にスロットルレバーを中立の位置にするよう指示し、操縦者が同レバーを中立付近の位置に戻した。(写真1 参照)



写真1 スロットルレバー付近

船長は、トーイングロープを手繰って本船の船尾部に近づき、右舷船尾部にある足場にウェイクボードを置いた後、左舷側へ移動して左舷船尾部の梯子から本船に乗り込もうとしたところ、11時50分ごろ両足を本船の回転している推進器に接触させて負傷した。(写真2 参照)



写真2 本船船尾部

船長は、自力で本船に上がり携帯電話で119番に通報して救急車を要請し、操縦者が本船を操船してA社棧橋に戻り、同棧橋付近からドクターヘリで病院に搬送され、右下腿筋断裂、右下腿裂創及び左踵部裂創と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

(1) 乗船者の操船経験等

船長はプレジャーボートの操船及びウェイクボードの経験を有していたが、操縦者はいずれも今回が初めてであった。

	<p>船長、操縦者及び同乗者全員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>(2) 船長及び操縦者の船外機の中立運転に関する認識</p> <p>船長は、操縦者に主機を中立運転にするよう指示したので、推進器の回転が止まっていると思っていたが、本事故発生時に本船の船尾部が接近してきたこと、及び推進器に接触して負傷した事実により、微速後進になっていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船のスロットルレバーを中立位置にするとディテント（レバーを簡易に固定）機能が働き、カチッという音がするが、操縦者は、船の操縦が初めてだったので、スロットルレバーを中立に戻したと思ったものの、事故発生時に同音があったかどうか覚えていなかった。</p> <p>(3) 船長の船外機の停止に関する認識</p> <p>本船をレンタルする際に渡される利用約款には、ウェイクボード等で乗り降りする場合は必ず船外機を停止するように記載されていた。</p> <p>また、本船は、操縦席に、ボートから乗り降りする際には、必ずエンジンを停止すること、と記載された注意銘板が掲示されていた。</p> <p>(写真3参照)</p> <div data-bbox="751 947 1219 1223" data-label="Image"> </div> <p>写真3 注意銘板</p> <p>船長は、10年程前から夏は月に2から3回程度レンタルしていたが、その時に渡される利用約款に船外機を停止するように記され、スロットル近く船体に同様の注意事項のシールが貼られていたことを知っていたが、ウェイクボードで船を乗り降りするときに主機を停止しなければならないという認識はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜名湖松見ヶ浦において停船中、操縦者が、船外機のスロットルレバーを中立に戻したと思ったものの、中立運転になっていなかったことから、船長が、左舷船尾部より本船に乗り込む際、両足を回転する推進器に接触させて負傷したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、船の操縦が初めてだったので、スロットルレバーを中立付近に戻したが、主機が中立運転であったことを確認しなかったもの</p>

	と考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、浜名湖松見ヶ浦において停船中、操縦者が、船外機のスロットルレバーを中立に戻したと思ったものの、中立運転になっていなかったため、船長が、左舷船尾部より本船に乗り込む際、両足を回転する推進器に接触させたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上にいる者が船尾部付近より船に乗り降りする際、操縦者は船外機を確実に停止すること。 ・ 小型船舶操縦免許を保有していない者は、小型船舶を操縦しないこと。

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院WEBサイトの地理院地図使用

